

平成23年度山村振興関係地方債計画額

省庁名： 総 務 省

(単位:千円)

事 項	平成22年度 当初計画額 (A)	平成23年度 計画額(案) (B)	対前年度比較 増減(△)額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	備 考
	千円	千円	千円	%	
1. 辺地及び過疎対策事業債	313,300,000	312,100,000	1,200,000	99.6	
(1) 辺地対策事業債	43,300,000	43,100,000	200,000	99.5	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)により、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地を有する市町村が、総合整備計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。 21年度実績(振興山村分) 166億円
(2) 過疎対策事業債	270,000,000	269,000,000	1,000,000	99.6	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。 21年度実績(振興山村分) 1,233億円
2. 一般補助施設整備等事業債 (豪雪対策事業)	3,700,000	3,700,000	0	100.0	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)により、豪雪地帯として指定された市町村に対して、一般補助施設整備等事業債のうち豪雪対策事業分として特別の枠を設け、豪雪地帯の市町村の道路、除雪機械及び関連防雪施設の整備の推進を図る事業に要する経費に対して認められる地方債である。
計	317,000,000	315,800,000	1,200,000	99.6	

注1: 地方債計画額については、山村分として明確な区分ができないため、全国一括計上値である。
 注2: 平成22年度の国の予算編成の内容、地方財政をめぐる動向等に対応し、本計画(案)に所要の修正を行うことがあるものとする。